

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年6月10日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D・E会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは定刻になりましたので、ただいまから6月10日の原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、フジオカさんからお願いします。

○記者 NHKのフジオカです。よろしくお願いします。

今日の定例会の議題の関係なのですけれども、継続的な安全性向上のためのアプローチについて挙がっていらっしゃっていて、私、ちょっと枠組みがちょっと曖昧な印象でして、発案された委員長としては、どのようなものをイメージしていらっしゃるのかということと、あと、このタイミングでなぜ提起されたのかというところの御見解をお願いいたします。

○更田委員長 まず一つ目ですけれども、余り議論の内容を限定したくないとは考えているのです。一方で、その輪郭を少し明確にするために申し上げておくと、これはやれるだろうと、是非やりたいと考えているポイントが二つあって。

まず一つ目。これは一度整理をしておく必要があるだろうというのは、以前からあったものですが、いわゆるバックフィットですけれども、バックフィットは「バックフィット命令」という非常に強い武器を原子力規制委員会発足の際の法改正で得ているわけですが、一般に私たちがバックフィットという場合は、必ずしもバックフィット命令に結びつくものだけをバックフィットと言っているわけではなくて、基準の引上げに基づくものもあるし、それから新たなデータが見つかったことによる規制強化、あるいは要求水準の強化というのものもあるし、それから国際的な研究等によって新たに得られた知識を反映させるもの、様々なものがあると。ただ、その様々なものがあるだけに、どうそれを実際の現場に反映させるかという手順については、必ずしも整理されていない側面があったのではないかと。単純に基準を改定して、それを強制するって、そのときにはバックフィット命令を使う。そんな一本線だけではないので。

更に言えば、現場にその改善が反映されるまでの期間に関して、期間を設けるケースが多いと。そういったものの議論の仕方であるとか、定め方の手順について、それが行政手続上どうであるかというのを含めて、1回整理するということには大きな意義があるだろうと思っています。

二つ目は、新規制基準導入の際に併せて、新たな制度として設けたものですが、安全性向上評価。米国の事例を倣って、私たちよくFSARという言葉を使うけれども、日本の安全性向上評価にはFSARの側面と、それからヨーロッパ型のPSRの側面も持っています。ただ、これはどちらも規制上強制するものではなくて、届出という形を取ってはいるけれども、本当に安全性向上を永続的なものにするためには、極めてうまく回ればいい制度だと思っているのです。ただ、これは幾ら規制当局が期待をしても、事業者がこの制度を生かそう、ないしはこの制度を使って、自らの施設の安全性ないしは危険性について、きっちり語る上での、私は非常にそういったポテンシャルを秘めた制度だとは思いますが。これはまだまだなので、この安全性向上評価に限らず、インセンティブを向上させようとする正の動機づけを起源とするような向上のための取組というのは、今までは国内はやっぱり規制当局が強制するという形がほとんどだったので、これは改めていくべきだと思いますので、こういった安全性向上評価制度を含めて、こういったものを利用して、現場の安全性向上にどうつなげていくかというような議論をしていただければというふうに思っています。

これは、こちらの持っている期待ですが、これに限らず、規制を行う上でのデュープロセスについて、様々な御意見が出るのではないかとこのように思いますし、今まで科学技術的な、それぞれの分野における専門家からの意見を聞く機会というのは非常に多く持ってきたわけですが、行政的なアプローチについてというのは、行政事業レビューであるとか、それから政策評価懇談会とかというものを持っていましたけれども、こういったもののほかに、行政手続等に見識をお持ちの方から意見を伺うというのは、今後の規制委員会の規制の進め方において非常に効果があるだろうし、また事業者にとっても、事業者がそこから学ぶようなことも出てきてくれればというふうに思っています。

- 記者 では、これまでのともおっしゃいましたが、基準を高めて強制して、あるいは命令するというケースでバックフィットをかけられてきたというのはあったと思うのですが、やはりそれだけだと不十分であるというような思いが委員長にはおありなんでしょうか。
- 更田委員長 今おっしゃった例だけで言うと、これは大分前の会見でも申し上げたことがあるのですが、逆効果を生むことだってあり得るのですね。非常に、私自身としては難しい判断だと思ったのは、東京電力が格納容器の冷却系を提案したときに、これをその後基準に取り入れたのですね。これは諸刃の刃だなと、そのとき思ったのです。とてもいい提案です。いい提案だったからこそ、他のBWRでもやってほしいなと思ったわけですが、そこにその基準に取り入れて、規制を、要求を強化するという手段を取ったのだけど、これはある種特別かなということで、私自身としては随分悩みました。というのは、一般論として、これはいいことだからやりますと一つの事業者が言ったときに、それを規制当局が見つけて、これはとてもいいじゃないか、じゃあ基準を引き上げ

て、全ての事業者に強制しよう、要求しよう。こんなことを繰り返していたら、事業者の向上提案が非常にしづらくなる。いいと思って、自ら自主的にやろうと思ったら、規制当局はそれを取り上げて強制してくるとするのは、安全文化として決して正しいものではないし、また残念ながら日本の場合だと、改善のための提案をしようと思ったら、他の事業者に迷惑がかかるからというネガティブな負のフィードバックがかかるわけですね。

ですから先ほど申し上げたように、規制を強化するときのきっかけというのは幾つもあるだろうと。事業者からの提案もあるだろうし、私たち自身が見つけたものもあるし、国際的な議論というのものもあるでしょうけど。ただ、いずれのきっかけにせよ、短絡的に要求の強化に結びつけてしまって強制するというやり方は、決して安全文化、あるいは正しい動機を持って安全性を向上させようという流れには、負の効果もあるので。ですから、こういったことも含めて意見を聞いていきたいというふうに思っています。

○記者 1点、少し別の話題なのですが、原子力防災の考え方で、今の感染症対策の現状下で、内閣府が屋内退避の指示が出ている場合は、原則換気をしないという考え方を示したのですが、このリスクの捉え方については、委員長としてはどのようにお考えですか。

○更田委員長 様々なケースが考えられるので、非常に一律にということはいいにくいけれども、ただ一般論としては正しい判断だろうと思います。

屋内退避をしているときに、やはりプルーム通過時に外気を取り込んでしまわないように、ここに屋内退避の意味はあるわけですが、そのときに換気をしないことによって、中で感染症がといったものとの、これはどうしても比較衡量の問題になってしまう。

ただ、長期化しない限り、そもそも屋内退避は長期化させられるものではないので、そういった観点からしても、屋内退避時に換気をしないというのは、妥当な判断だというふうに思います。

○司会 御質問のある方いらっしゃいますか。アラキさん。

○記者 毎日新聞のアラキです。

ちょっと今日の議題とは関係なくて申し訳ないのですが、日本原電の敦賀2号機の審査会合をめぐる地質データの書換えの件で質問があります。

前回の審査会合などで、チェック体制ですとかトレーサビリティですとか、それらと保安規定の関係というのが、ちょっと話に出てきたかと思うのですが、チェック体制が不十分であったり、元データがなくてなかなか検証ができないとなりますと、今後の保安規定違反などの違法性というのは通ることもあり得るのでしょうか。

規制側としては、審査書に基づいての審査をしているわけで、違法性などを問うのは

難しいのかなと思っているのですけれども、その辺りの委員長の考えをお伺いできればと思います。

○更田委員長 すみません、保安規定が出てきたのはどういう意味ですか。

○記者 何か不適合がどうかというところ、検証の仕方がどうなのかというところで、保安規定上にとって検証しましたという話とかがあったかと思うのですけれども。

○更田委員長 保安規定が出てきたのは、恐らく原電の品質保証、品質管理対策という意味なのだろうとは思いますが、直接今、保安規定の議論と関連するものではないだろうと思います。

チェック体制の問題というのは、少し本質からそれているのではないかなと。もともと、観察記録である柱状図そのものに手を加えた意図なり動機なりを確認しようとしているのであって、それがその品質管理体制の中でどうこうという問題ではないと思っています。

原電敦賀の柱状図に関しては、まだまだなのですね。ずっと平行線と言え、ある意味平行線だけど、私たちは、あれは見解の相違だとは思っていないのです。ある種、常識外れの行為だと思っているので、いや、それはそうは思いませんと言うのだったら、それはまだしばらく議論をしなければならぬし。

いずれにせよ、もう少し今の審査部隊のやり取りに委ねようと思いますけれども、今のところ、今の時点で言えば、日本原電から腑に落ちる説明を受けることはできていないというのが現状だろうというふうに思います。

○記者 そうなりますと、今後の焦点といいますか、今後はいかに信頼関係を取り戻していけて、審査ができるかということになるのでしょうか。

○更田委員長 信頼関係という言葉がふさわしいのかどうか分からないけれども、まずはとにかく、繰り返しになりますけれども、そうですね、生データに手を入れるといったことに関して、それが無理解に基づくものだといってベタオリなのだったらともかく、そうではないわけですよ。じゃあなぜなのだと聞かざるを得ないじゃないですか。押し問答をずっと続けるつもりはありませんけれども、それでも委託された事業者がK断層について書いたことと、それから私たちに見せられるものとの間の違いというのはなぜ生まれるのだと。やっぱり納得のいく説明をしてもらわないとな、というところだと思いますけど。それでどうにもならなく膠着するのだったら、これはこれでまた考えなければならぬだろうとは思いますが。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほか、御質問のある方いらっしゃいますか。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

原電敦賀2号機のことについて、加えてお伺いしたいのですけれども、この柱状図の問題とはまた別に、委員長はこの問題があろうがなかろうが、敦賀2号機について、原電

と今まで長期化しているこの審査、私の記憶では2016年ぐらいから膠着していると私は思っているのですけれども、もう4年近くに及ぶこの膠着を一旦整理しなければならないと、何が明らかになって何が明らかになっていないのかということを経理長が1回おっしゃったと思うのですが、それを行うタイミングというのはどの辺りを考えていらっしゃいますか。

- 更田委員長 本当は早いほうがいいのですけれども、ただ、今、正に柱状図についてやり取りをしているところなので、もうしばらく待たなきゃいけないのかなとは思っているのです。ただ、先週申し上げたことの本意は、破碎帯に関して有識者からの評価を受けたと。それで、それとは異なる主張が日本原電にはあって、重要施設の直下に活動性を否定できない断層があってはならないと。それで、断層はないということを立証するのは日本原電の責任において行われることであって、審査を通じて規制庁や規制委員会が手助けするような話じゃないのですね。私たちは、ただ日本原電が客観的に見ても納得のいく立証ができていのかどうかということを経理で見ようとしているのであって、いたずらに審査が長期化してずるずるぐだぐだやっている間にあたかも規制庁も一緒になって出口を探しているというようなのは正しくないのです。

一体、その有識者会合から報告を受けて、これまでの間、審査がじゃなくて、日本原電の立証は前へ進んだのかということの方がポイントです。ある種、ある評価を覆そうとしていて、そしてそれを立証しようとしているのだから、その立証は果たして前へ進んでいるのかというのは、そう遠くないところで1回整理してみるのには意味があることだというふうに思っています。

- 記者 具体的には言いませんけど、ほかにも似たようなプラントもありまして、ただ事業者のほうが、これはもっと我々は証拠を出していきたいんだと、その活動性を否定したいんだということをお願いする限り、規制庁というのは受けていかざるを得ない組織なのかなと私は今まで思っていたのですが、やっぱりそういう受け身的な審査というのを、やっぱり今後少し方向性を変えろというふうにお考えなんですか。

- 更田委員長 なかなか難しい議論だと思います。しかも、委員長といえども私が判断できることではなくて、委員会で判断をしなければならぬというふうには思いますけれども、ただ一方で、まだまだ立証のための材料があるのだと、まだまだ主張を展開させてほしいと言っている限り、審査を打ち切ることができないというのは、一般論としては、ほぼほぼそうだろうと思います。

しかし、本当に全く足踏み状態で前へ進まないのに、そこに対してずっと行政上のリソースを投入し続けるというのは、これはこれで無責任だと思っていて、一旦審査を凍結するというふうには、これはちょっと分からない、行政手続上どういうやり方があるのかというのはきちんと議論しなければいけないところではあるけれど、審査を止めるということだつてないこともないだろうし、それから最も極端なケースであれば不許可という判断をするというのはあろうかと思っておりますけれども。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、真ん中、左2列目の3番目の方。

○記者 読売新聞のイノウエと申します。

審査のことではなくて恐縮なのですが、国連の特別報告者が9日に処理水の処分決定についてコロナ収束後まで遅らせるように勧めた声明を出しています。コロナ禍の中で、政府がプロセスを加速させているということにも懸念は示しているのですが、規制庁さんのほうでは特に意見を伺うまでに関わっているわけではないと思いますが、関係省庁としてどのように受け止めていらっしゃるのか、ちょっとお伺いできればと思います。

○更田委員長 個人の意見にコメント、非常に縮めて素っ気なく言ってしまうと、個人の御意見にコメントしないという答えになってしまうのですが、国連報告者というのは、国連の意見を代表しているわけではなくて、個人の立場で調査をしたりして国連に対して物を言うことができるという立場ですので、その声明といわれるものは個人の御意見なのですよね。ですので、基本的に、特別な例を除いて個人の御意見に対して申し上げるコメントはないというのが答えになります。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 前に行って、コツボさん。

○記者 朝日新聞のコツボです。

すみません、敦賀の2号機に戻って恐縮ですが、1点だけお願いいたします。

以前に有識者会合で破碎帯についての評価結果を下した際に、日本原電は再三にわたり社長の名前で、真に科学的な議論を求めるという要望を規制委員会にお持ちになっています。その中で、生データの無断の書換えというのは、これは科学の原則にどう見ても反していると思うのですが、それを考えた場合に、科学的な議論の在り方について、すみません、ちょっと誘導的な質問かもしれませんが、委員長の考えをお聞かせください。

○更田委員長 いかにも誘導的ですよ。ただ、そうですね、真に科学的な議論というのは、ある意味科学者倫理にのっとった議論を進めるということが最も大事で、ちょっと誘導されてお答えするとすれば、例えば実験結果であるとか実験データ、観察記録というものは、一旦得られると、これを覆すことのほうが、よくデータ点を消すという言い方をしますけど、データを消すことのほうがずっと丁寧に詳細な議論が必要なのですよね。それで、規制の上でも今までも例があるのですが、ある点が得られたデータに基づいて基準が作られていても、そのデータが、後から振り返ると実験条件が特殊なものであったり、あるいは実験結果を得た人の主観が余りに強く入っていると、そういった批判が起きることがあるんですけども、しかし、一旦その点が定まると、それを本当に

取り除いていいかどうかというのは、非常に丁寧な議論が必要なのです。それは一般原則で、科学に携わる人であったらば、それはほとんど常識というか、必須の知識であって、あるデータを否定しようとしたら、それに代わるより良い条件なり、より総合的な条件で得られたデータを、1点消すのに本当にいっぱいデータをそろえるわけです。それはなぜかといったら、1回得られたやっぱり観察記録なりデータというものの重みをしっかり受け止める必要があって、今回の例でいったらば、柱状図は柱状図であって、薄片観察なりその他の手段によってそれを否定する材料がたまっただったら、それはとにかく並べて議論して、しかるにこの柱状図の記載は否定できると言わないと。それで、これは、ですから恐らく科学教育の本当に初歩の部分で出てくるものなので、ですから真に科学的な議論をやりましょうというのが原電に対する答えですね。

○記者 ありがとうございます。

○司会 コンドウさん。一番後ろ。

○記者 すみません。電気新聞のコンドウと申します。

今日の議題にもあったのですが、原子力規制検査の件で、ちょっと早いかもしれないのですがけれども、2か月たって現状をどう捉えているか、何かあれば教えてください。

○更田委員長 そうですね、原子力規制検査という制度の中で大きな部分を担っているのは、事業者自身による事業者検査の部分が多いのですけれども、やはり新型コロナウイルスの影響もあって、各サイト、各事業者、それぞれの御苦勞があったようではありません。

ただ一方で、どういった事業者検査の進捗かというところに関しては、まだ余り具体的な報告を受けていないので、ちょっとまだ感想を言うのには早いかないというふうに思います。本当に4月、5月で、まだ6月に入ったところなので、時期尚早かなと思いますけれども。

○記者 あと、会合でもあったのですけれども、核燃料施設の重要度評価等々は、今後やりながら検討だと思うのですけど、何といいますか、スケジュール感といいますか、いつまでにどうするかというのはあるんでしょうか。

○更田委員長 これもスケジュール感を申し上げるような段階にはないと思うし、また特段急がなきゃならないものでもないというふうには思っています。リスクの絶対値から考えると、やはり事故が与えるリスクというのは、そういった再処理施設も含めて核燃料施設というのは低いし、一方、再処理施設でいえば、通常時のリスクとの比較衡量みたいなものがあるので、発電炉がSDP運用にかかるからといって、核燃料施設等に関して、制度の中に入っている以上必要ではあると思うけれども、喫緊の課題だというふうには捉えているわけではないです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。以上でよろしいですか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—